

第1編 新潟県支部連合会関係

第1号 関東信越税理士会新潟県支部連合会規約

昭和55年10月13日	改訂
昭和56年7月22日	一部改定
昭和58年3月26日	一部改定
昭和58年7月18日	一部改定
昭和59年7月18日	一部改定
昭和60年6月28日	一部改定
昭和61年12月15日	一部改定
平成2年2月9日	一部改定
平成3年12月6日	一部改定
平成4年12月8日	一部改定
平成6年3月28日	一部改定
平成8年7月29日	一部改定
平成12年7月21日	一部改定
平成13年7月19日	一部改定
平成13年12月14日	一部改定
平成15年3月28日	一部改定
平成17年3月28日	一部改定
平成17年7月19日	一部改定
平成18年7月19日	一部改定
平成18年12月12日	一部改定
平成19年3月29日	一部改定
平成19年12月18日	一部改定
平成20年5月8日	一部改定
平成23年9月15日	一部改定

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当県連は、関東信越税理士会新潟県支部連合会と称する。

(事 務 所)

第2条 当県連の事務所は、新潟市に置く。

(目 的)

第3条 当県連は、関東信越税理士会(以下「本会」という。)の会則、規則等に基づき、その目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、その所属する支部及び会員を統括することを目的とする。

(事 業)

第4条 当県連は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会が行う事業のうち会長の委嘱するものを遂行すること。
- (2) 支部に対して指導、連絡、調整に関すること。
- (3) 官公署及び諸団体等との連絡、協調に関すること。
- (4) 県連会員の融和と福祉の増進に関すること。
- (5) その他県連の目的を達成するため必要な事業を行うこと。

(区 域)

第5条 当県連の区域は、新潟県一円とする。

第2章 県連会員

(会 員)

第6条 当県連の会員は、税理士である会員（以下「税理士会員」という。）及び税理士法人である会員（以下「税理士法人会員」という。）とする。

2 税理士会員は、次の者をいう。

- (1) 当県連の区域に税理士事務所を有する税理士
- (2) 次項に規定する税理士法人のその事務所に所属する社員である税理士
- (3) 第1号に規定する税理士又は次項に規定する税理士法人のその事務所に補助者として常時業務に従事する税理士

3 税理士法人会員は、次の者をいう。

- (1) 当県連の区域に主たる事務所を有する税理士法人
- (2) 当県連の区域に従たる事務所を有する税理士法人

(会員の義務)

第7条 県連会員は、この規約を遵守しなければならない。

(会員に対する通知等)

第8条 県連会員に対する通知、催告又は書類の送達（以下「通知等」という。）は、次の各号の事務所に対して行う。

- (1) 税理士会員に対しては、税理士会員名簿に登録されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所
- (2) 税理士法人会員に対しては、税理士法人会員名簿に登録されたその会員の主たる事務所又は従たる事務所

2 前項の通知等は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

第3章 県連役員及び顧問、相談役

(役 員)

第9条 当県連に次の役員を置く。

- (1) 県連会長 1人
- (2) 県連副会長 5人以内
- (3) 県連理事 42人以内
- (4) 県連監事 3人以内

(役員を選任)

第10条 県連会長は、その県連の区域から選出された本会副会長がその任に当たる。

2 県連副会長は、第3項の規定による県連理事のうちから県連総会において選任する。

3 県連理事並びに県連監事は、本会の行う役員選挙の当該年度末日までに税理士会員のうちから県連総会において選任する。

ただし、県連理事のうち2人は新潟県税理士協同組合の推薦を受けた者を県連定期総会において選任する。

4 県連副会長、県連理事並びに県連監事の補欠選任については、県連総会に代えて県連理事会において、税理士会員のうちから(県連副会長については県連理事のうちから)選任することとし、その結果を速やかに県連会員に周知する。

5 税理士法人会員は役員選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

(県連会長及び県連副会長)

第 11 条 県連会長は、県連を代表し、県連の会務を統括する。

2 県連副会長は、県連会長を補佐し、県連会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(県連理事)

第 12 条 県連理事は、県連の会務の執行に参画する。

(県連監事)

第 13 条 県連監事は、県連の会計及び会務の執行を監査し、不正を発見したときは、これを県連総会に報告するほか、この規約によりその権限として定められた事項を行う。

2 県連監事は、県連の他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第 14 条 県連役員任期は、選任後初めて到来する事業年度開始の日から 2 年とし、県連監事及び協同組合推薦による県連理事の任期は、その選任後初めて招集される県連定期総会終了の時から就任後第 2 回目の定期総会終了の時までとする。ただし、補欠又は増員により就任した県連役員任期は、他の県連役員残任期間と同一とする。

(顧問及び相談役)

第 15 条 県連会長は、県連理事会の議を経て、顧問及び相談役を委嘱することができる。

2 前項の顧問及び相談役の「委嘱期間」はその委嘱した県連会長の任期を超えることはできない。

(会則の準用)

第 16 条 本会の会則第 21 条(役員退任)、第 23 条(代表権の制限)、第 24 条(役員守秘義務)及び第 25 条(役員欠格条項)の規定は、県連役員に準用する。

第 4 章 県連理事会及び県連の会務の執行

(理事会)

第 17 条 県連理事会は、次の事項を決定する。

(1) 県連総会の招集及び総会に付議すべき議案

(2) その他県連の目的を達成するための重要な事項

(理事会の運営)

第 18 条 県連理事会は、県連会長が招集し、その議長となる。

2 県連理事会を招集するには、会日の 1 週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面により通知しなければならない。ただし、県連会長が特に急を要すると認めたときは、その期間を短縮し又は書面によらない方法で通知することができる。

3 県連理事会の運営については、本会の会務執行細則の規定に準じてこれを行う。

(会務の執行)

第 19 条 県連会長、同副会長及び同理事は、県連の会務を執行するに当たって、税理士に関する法令、日本税理士会連合会(以下「連合会」という。)及び本会の会則、規則等の規定及びこの規約並びに本会の指示及び県連理事会の議決に反することはできない。

(会務の分掌)

第20条 県連会長は、同副会長及び同理事のうちから、県連の会務の一部を分掌せしめることができる。

2 県連会長は、特に定めた会務の一部を行わせるため県連理事のうちから専務理事3人以内及び常務理事18人以内を指名することができる。

(部及び委員会)

第21条 当県連に原則として、次の部、委員会を置く。

- (1) 総務部
- (2) 経理部
- (3) 綱紀監察部
- (4) 業務部
- (5) 広報部
- (6) 登録調査委員会
- (7) 制度部
- (8) 税務支援対策部
- (9) 調査研究部
- (10) 研修部
- (11) 情報システム部
- (12) 会報部
- (13) 企画部
- (14) 公益活動対策部

2 部長及び委員長は、県連副会長、県連専務理事、県連常務理事並びに県連理事のうちから県連会長が委嘱する。

3 部、委員会の組織及び運営については、本会の会務執行細則の規定に準じてこれを行う。

(本会への報告)

第22条 県連会長は、次の事項を遅滞なく本会に報告するものとする。

- (1) 県連総会を招集するときは、その日時、場所及び議案
- (2) 県連総会が終了したときは、その決議の内容
- (3) 県連役員の変更又は県連役員の氏名に変更があったときは、変更後の県連役員の氏名
- (4) 県連事務所を移転したときは、移転後の事務所の所在地
- (5) その他本会から提出を求められた事項

(細則の制定)

第23条 県連会長は、この規約の規定に基づき必要な措置を行うため、県連理事会の議を経て、県連の細則を定めることができる。

第5章 県連総会

(総会の開催)

第24条 県連会長は、年1回県連定期総会を開催し、その開催時期は原則として本会定期総会が終了した後1月以内とする。

2 県連会長は、必要があると認めたときは、県連臨時総会を開催することができる。

(総会の通知)

第 25 条 県連総会を招集するには、会日の 2 週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面により税理士会員に通知しなければならない。

2 前項により招集する税理士会員は、通知日現在において当県連に所属する税理士会員とする。

(総会の付議事項)

第 26 条 県連総会は次の事項を決定する。

(1) 県連規約の変更

ただし本会制定の標準県支部連合会規約の改正部分については、この限りでない。

(2) この規約において県連総会の決議又は承認を要することとされている事項

(3) 県連理事会が県連総会に付議する必要を認めた重要事項

(総会の議長)

第 27 条 県連総会の議長は、その総会で選任する。

(総会に関する会則の準用)

第 28 条 本会の会則第 30 条第 3 項から第 6 項までの規定、第 31 条、第 32 条、第 34 条、及び第 36 条から第 38 条までの規定は、県連総会に準用する。ただし、総会とあるのは県連総会と、理事会とあるのは県連理事会と、監事とあるのは県連監事と読み替えるものとする。

第 6 章 県 連 会 費

(会費)

第 29 条 県連会員は、1 事業年度につき、次の各号に定める県連会費を負担する。

(1) 税理士会員 24,000 円

(2) 第 6 条第 3 項第 1 号の税理士法人会員 24,000 円

(3) 第 6 条第 3 項第 2 号の税理士法人会員 24,000 円

2 前項の県連会費は、支部が徴収して 5 月及び 11 月の各月の末日を納期限として納付しなければならない。

(事業年度の中途における特例)

第 30 条 事業年度の中途において当県連に所属し又は他の県連に転出した者(退会を含む)は、所属し又は転出の日の属する事業年度分の県連会費については、前条第 1 項の規定にかかわらず、同項の県連会費の金額に、その者が県連会員とされる月数(入会した月に端日数があるときは 1 月に切り上げ、退会した月に端日数があるときは切り捨てる。)を乗じて 12 で除した金額を負担する。

(特別会費)

第 31 条 県連会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、県連総会においてこれを定める。

3 特別会費は、特別会計をもって処理するものとする。

(県連会費の全部又は一部の免除)

第 32 条 長期病気療養のため税理士業務を行わない者又は法第 43 条後段に規定する報酬のある公職にある者で、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けている者については、県連会費及び特別会費についても同一の免除を行うことができる。ただし、税理士法人会員はこの規定は適用しない。

2 県連会員で、震災、風水害、火災その他これらの類する災害のため税理士業務を行うことが著

しく困難な者で、本会がその申請を適当と認めるときは、1ヵ年を限度として県連会費及び特別会費の全部又は一部の免除を行うことができる。

(備置帳簿)

第33条 当県連は、事務所に次の帳簿を備える。

- (1) 県連会員名簿及び県連役員名簿
- (2) 本会、県連及び支部の諸規程綴
- (3) 本会からの通達及び県連会員への通達綴
- (4) 県連総会及び県連理事会等の議事録
- (5) 県連会計帳簿
- (6) その他規則等に定められた書類

(事業年度)

第34条 当県連の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第35条 県連の経費は、県連会費、特別会費、本会からの交付金、寄付金及びその他収入をもって支弁する。

(財産目録の作成)

第36条 県連会長は、毎年事業年度末における財産目録を作成して県連の資産及び負債を明らかにしなければならない。

(予算及び決算)

第37条 県連会長は、県連定期総会にその会日の属する事業年度の事業計画及び予算案を提出してその議決を求め、かつ、前事業年度の事業報告及び決算の承認を求めなければならない。

2 予算が成立しない期間においては、県連会長は、通常の県連の会務を執行するのに必要な経費の金額に限り支出することができる。

(監査報告)

第38条 県連監事は、各事業年度における県連の会計及び会務の執行を監査した結果について、翌事業年度の県連定期総会において報告をしなければならない。

第7章 研 修

(会員の研修)

第39条 税理士会員は、県連及び本会並びに連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。

(研修事業)

第40条 当県連は、税理士の業務の改善進歩と税理士の資質の向上を図るため、会員の業務に関する研修事業その他必要な施策を実施する。

第8章 雑 則

(会則等の一般的準用)

第41条 この規約に定めのない事項については、本会の会則又は規則の定めに基づいてこれを行うものとする。